

吉田松陰の天皇観

はしがき

さきに「幕末の天皇観」と題する小論において後期水戸学派（藤田幽谷・徳川斉昭・会沢正志斎）・橋本左内・吉田松陰・真木和泉・大久保利通の天皇観をとりあげ、幕末維新の政治史的展開のなかに天皇がどのように理解・把握され、またいかにあるべく希求されていたかをかえりみる作業を行った。⁽¹⁾

すなわち大政委任の建前と禁中並公家諸法度の制約下に置かれた江戸時代後期の天皇であったが、皇祖神以来一系の血筋をもち、わが国体そのものの具体的顕現として至高の存在であり、絶対の崇敬の対象たることにおいて何ら疑問の介在する余地はなかった。しかしペリー来航後幕府の開国不可避の政治路線が顕然化してゆくにつれ、これを批判する勢力は政務担当者たる幕府への対決のよりどころを神秘的伝統的権威の象徴たる天皇・朝廷に求めるに至った。そして状況の進展に伴い、勅旨・叡慮の所在は政局に重大な影響を与えるようになり、対抗する政治勢力はそれをみずからの側に迎えとるべく激烈な挺入れを繰り返したのである。江戸時代を通じ社会経済

山口宗之

的基盤にはほとんど変化なく、無力の存在にひとしかった天皇・朝廷をして一転この局面に立たしめたもの、まことに日本的な政治図式であったというべきであろう。

かくして天皇は九重の奥深く静かに崇敬の対象たるべきであり、積極的な意向を表明することのないあり方を至当とした後期水戸学派の天皇観は、開国をすすめんとする幕府、これを不可とする朝廷間の乖離に直面するに及んで指導力を喪失していった。朝廷の政治的進出を政令二途・国内争乱の因をなすとして批判し、旧来の朝幕関係の維持を至当とする見解が堅持される一方、勅旨にそむいて条約締結した幕府（大老）の「違勅」をきびしく責め武力蹴起に至った側がはげしく対立した。もちろん後者といえども御三家々臣意識を越えず、徳川の天下に敵対するものではなかったが、その論旨を外様藩・在野グループに媒介することによって、⁽²⁾ 倒幕¹¹王政復古¹²明治政権樹立への展望がひらかれていったのである。

前記旧小論においては吉田松陰についても一章をもうけ、本来決して幕府否定論者でなかった松陰が勅旨・叡慮を至上絶対とするが故に違勅の將軍討つべしといひ、後期水戸学派の唱えた尊王の階層

秩序説をつきやぶり、將軍以下庶民に至るまでひとしく尊王すべき責務を課し（一君万民論）、明治国家への突破口をひらいた思想的意義について若干の私見をのべた。しかるにその後全集再説をつづけるうちに松陰の天皇観についていくつかの注目すべき問題点に気づいたのである。一言にしていえば旧稿にのべた松陰から真木和泉への思想的継承を促進する意義にあると思われるが、ここに重ねて小論を草し諸賢の御高教を仰ぎたいと思う。

一

松陰の天皇観の根底には天皇へのひたぶるな熱情があった。いわゆる幕末の志士にあっては、多かれ少なかれ天皇憧憬の傾向が強かったこと、いうまでもない。とくに松陰にあっては「皇威の陵遲五六百年、政權復た朝廷に在らず、降って近世に至り、天子益々威福を失ひ給ひ、拘囚に均き御暮しにて、近く洛中をだに御一生に御一覽坐ますことも、叡慮に任せざる程の御有様」（時義略論、全集五、二〇〇～二〇一頁）というごとく武家政権開始を批判的にうけとめ、なかんずく徳川幕府治世下に入って天皇は幕府の囚人と化したと断じ、「朝廷の衰微未だ此の時より甚しきものあら」（太華翁の講孟劉記評語の後に書す、全集三、五四八頁）ずと痛憤する心情に支えられていたのである。

安政三年主著「講孟鯨話」成るや松陰は長州藩第一の老儒山県太華に評を乞い、太華これに対し「講孟劉記評語」を草して弁駁したこと周知のごとくであった。その主要な論点のなかに後白河天皇失徳の故に政權武家に移ったと論じ、わが国土はすべて幕府の領有す

るところ、従って諸大名は幕臣にして王臣（と）に非ずというくだりがあった。

しかるに松陰はわが国の神代怪異にして信ずるに足りぬとする太華に対し、「此の巻は臣子の宜く信奉すべき所なり。其の疑はしきものに至りては闕如して論ぜざるこそ、慎みの至り」「論ずるは則ち可ならず、疑ふは尤も可ならず」とのべて仰いで信すべきを説いた。また頼朝の守護地頭設置によって天下その領有に帰したとする太華に対し、「天朝に請ひて之を置く。其の私に為せるに非ざるなり」と弁駁した。しかし松陰がいわんとしたのはこの議論が「普天率土、王臣王土に非ざるなしとは、是れ義卿（松陰）の執る所なり。普天率土、幕臣幕土に非ざるなしとは、是れ太華の執る所」という両者間の根本的な見解の相違にあった。それ故「然れども余此の不通の論を為すを欲せず。故に口を開けば輒ち曰く、普天率土、王臣王土に非ざるなし」と（以上、講孟劉記評語の反評、全集三、五五一～五五三頁）というように、神代はわが国のそれである以上無条件に信ずるほかなしとする松陰にとつて、天皇尊崇は思想というよりむしろ情念ともいえるものに根づいていたということが出来る。したがって皇祖神正統の嗣子である現天皇の勅旨・叡慮ひとたびあきらかとなれば、臣子たるもの無条件にこれを奉体服膺することが肝要の道義として要請されたのである。それ故に幕府が違勅して日米修好通商条約に調印したことを知るや、松陰は幕府当面の政務執行者たる大老・老中にとどまらず「征夷の罪」そのものをきびしく問い、「天下の賊」として「討滅誅戮」せらるべき所以を熱情的に説いたのであった（大義を議す、全集五、一九二～一九三頁）。

だが違勅調印反対派に対する井伊大老の弾圧の姿勢しだいに強化されるに及び、当然蹶起して幕府の非違をたゞすものと松陰が期待した有志諸藩はいずれも沈黙を守り、あらたな動きはみられなかった。八月、井伊大老の責任を問ひ有志大名の周旋を期待する戊午の密勅が水戸藩に下ったが、即時伝達を唱える激派と非伝達自重を主張する鎮派とのげいしい対立が起り、かつては尊攘論の全国的師表と仰がれた会沢正志斎が鎮派の代表としての論陣を張るといふ状況となった。⁷⁷しかも松陰が朝幕間の調停に当ることを期待した長州藩も自重して動かず、十二月水戸密使関鉄之助らが萩を訪れ提携を求めたとき、翌六年正月播磨大高又次郎らが藩重役への面談を願ひ出した際にもこれを謝絶した。同じころ在府高杉晋作・久坂玄瑞らが時世不利なる故自重を求める勅告状至るや、松陰は「功業の論」に対する「忠義の論」を唱え、長州藩の憤起を希求して一時絶食の挙に出たのである（玖村敏雄『吉田松陰』三〇七〜三一頁）。

しかしつぎの問題は勅旨・叡慮そのものに犯すべからざる価値があり、臣子たるもの無条件にその奉体・服膺が求められるにせよ、ただ受動的にこれを遵奉し、執行することのみによって道義の精髓に叶いうるか、という点である。というは皇祖神ならぬ現天皇が内憂外患渦巻く錯雑した状況のなかにあつてつねに正しい判断をもち、至当の勅旨を布告せられるという保証はなかった。「講孟餘話」をめぐる山県大華との論争で問題となつたように、失徳の天皇による道義にはずれた事例、いにかえることあやまれる叡慮・勅旨の布告される危険は国史の上に指摘されたし、⁷⁸今後も起る可能性がたしかにあつたのである。

安政五年正月首座老中堀田正睦みずから海防掛第一線吏僚をひきいて上京し、日米修好通商条約の勅許を奏請した。開国反対派有志大名の挺入れもあつて態度を硬化させた朝廷は三月二十日、にわかに許可を与えることなく御三家以下諸大名の意見を徴した上再度奏上すべきを返答、外国側と談判中不測の事故起らば寛赦いずれの処置をすべきやとする堀田再度の伺ひに対し同二十四日、先方より戦端をひらかば国威を失することのないよう諸大名と方略を議すべき勅旨を伝達したのである。この勅旨はアロー号戦争の状況にかんがみ条約締結不可避の路線をすすむ幕府側にとつて迷惑至極なものであつたが、政治責任を問われたかたちの堀田に代わつて登場した井伊大老は、部内の反対意見をおさえて四月二十五日勅旨のほどを諸大名に示し、その意見を聴いたのである。五月上旬頃この次第を知つた松陰は「幕府は少しも勅旨遵奉の意は之れなき事と相見え候」（愚論、全集五、一五二頁）とあやぶみ、今日の急務は募府の議定

まらぬうち朝廷より機先を制し、將軍家もしくは御三家の人びとを召命して勅旨の實行を督促すべきであると切言した。

しかして天皇の御意向が今なお鎖國攘夷にあることを憂えてつきのごとくいう。

夫れに付き今日の急務は天意の所、得と幕府の肺肝に徹し候様之れなくては相濟まず候。然る処鎖國の定論にては、幕府には必ず流行に後れたる叡慮と一概に侮り候様相成り申すべく候。是れは幕府の俗吏のみに非ず、当今天下材臣智士と称する者皆々此の見到に御座候。右に付き鎖國の一条は、深く時勢御察觀成され、御変革之れなくては、皇國御興復は逆も出来申さず、且つ幕府万一違勅の節、所謂材臣智士なる者悉く幕府に与し、幕府に与する人多く相成り、天朝孤立の勢誠に氣遣敷く存じ奉り候。(中略)何卒天朝に於て神功皇后以来の眞の雄略を御鑑み遊ばされ、墨夷の捷伐を仰せ出され候はば、精忠義憤の人々は捷伐の愉快に大氣を伸ばし、材臣智士は又雄略を喜び、天下の人心一朝に天朝に帰向仕るべく候。左候はば幕府諸藩一人も不服は之れある間布く存じ奉り候。(中略)比の処深く御勘考遊ばされ、幕府諸藩を心服さする御処置急務と存じ奉り候(愚論、全集五、一五三―一五五頁)すなわち「鎖國の説は一時は無事に候へども、宴安姑息の徒の喜ぶ所にして、始終遠大の御大計に御座なく候」(統愚論、同一六一頁)との見解を持する松陰にとつて現天皇の御意向が鎖國の旧見にとどまっていることはきわめて遺憾であり、また危険なことであつた。といふのは天下の志士・知識人たちにとつて幕府の開國路線こそ時宜に適する方策と受取られ、もしも幕府が叡慮を無視して独断条約

締結の挙に出たとしても、彼らは違勅の不義を憤懣するよりむしろかえつて朝廷を見限り幕府の処置を妥当とする可能性があり、従つて朝廷のみ孤立する局面が現出するであらうとして、つよい危機感を表明したのである。しかしてこの窮境を打開するには鎖國の旧見を墨守する非を天皇みずからさとられ、すみやかに積極の開國論に改められることが急務であるとした。そして何よりも幕府諸藩以下志士・知識人一同の信服し帰向するに足る凜然たる勅旨の發布せられることが緊要であると説いたのである。

しかして幕府がさきにペリーとの間に結んだ和親条約をも、そのままにしては幕府のごまかしや外国側の強要を招く因とみた松陰は(愚論、全集五、一五三―一五四頁)、堀田老中との折衝のなかですでに朝廷が神奈川条約を容認する旨伝達していたことを知りつつも、「論言汗の如し」の手前今更改めるははばかりあるとの議論を「少量なる考」と断じ(統愚論、同一六一頁)、つきのごとくいう。

墨夷一条は実に桓武天皇遷都以来の大議に御座候へば、君も臣も打返し打返し再三となく御評議在らせられ、至当に帰し候はでは相濟まず、関東よりも幾度も奏聞も之れあるべく、朝廷よりも幾度か勅答も仰せ出さるべき事にて、論言汗の如しとのみ一概に申詰め候はば、矢張り一偏に落ち申すべく存じ奉り候事(同、同頁)すなわち松陰にとつては、鎖國攘夷を固執する現天皇の只今の叡慮が「論言汗の如し」のもと無条件の遵奉を強いるものでなく、それこそ「少量なる考」に過ぎなかつた。「幕府諸藩心服仕らずては、曠代の大業は恐れながら覚東なく存じ奉り候。殊に幕府、二百年來

諸藩の統領任り候事に付き、此の心を服し候はば、天下は一致仕るべく候」(愚論、同一五四頁)とみる松陰は、さればこそ叡慮不可侵という固定觀念にとらわれることなく、精忠の士と評議を重ね、幕府側と十分に意思を疎通し合つた上で「幕府諸藩一人も不服は之れある間布く」「天下の人心一朝に天朝に帰向仕るべ」き真正の勅旨・叡慮の発布をこそ希求したのである。

この意味において熱情的ともいふべき天皇憧憬家であつた松陰は、現天皇の只今の御意向を絶対とする「承詔必謹」の態度を必ずしもとつていないことを、われわれは確認すべきであらう。

三

つづいての問題は、幕府の違勅調印があきらかとなつてのちの朝廷ないし現天皇の御意向に対する松陰の不满・批判ともとれる言辞の意味をどう考えるかということである。井伊大老が朝廷の承認なくして日米修好通商条約を締結した旨の情報は七月に入つて松陰の知るところとなつたが、ただちに「大義を議す」「時義略論」を著して違勅將軍討つべしと唱え、また有志諸大名の蹶起を期待した。

しかるに幕府の違勅を声大にして責めるべきはずの朝廷にあつては「格別御寛大の叡慮にて徳川御扶助公武御合体」の意向を持つていた。このため「六月二十一日(六月十九日の誤り)の違勅にて、天下の諸侯徳川氏への向背を決し、専ら叡慮を奉じ違勅の罪魁誅戮致すべきは当然に候へども(中略)今に至るまで天下因循にて打過ぎ候」(以上、己未御参府の議、全集五、二七三頁)といふごとく、有志諸大名蹶起の道が肝腎の叡慮の因循により閉ざされたともとれ

る論を表白するに至つた。松陰のこの論旨は、九月二十七日したたる論を「時勢論」のつぎの部分により更に判然とするであらう。

今天朝には、徳川扶助、公武一和とのみ仰せ出さるる故、徳川は益々兇威を逞しうし、諸侯は悉く徳川に頭を押へられ、勤王の手足は出でず、其の下の忠義の士も皆征夷か諸侯の臣下に非ざるはなければ、其の主人に先だつて義拳を企つることもならず。終に天朝に心を帰する者ありとも、志を抱きながら老死致し、甚しきは奸吏の手に入り、囚奴となり、戮死となり、恋闕の志も日を逐ひて薄く成り行くなり。是れ迄の寛大の御処置は誠に凡慮の及ぶ処に非ず、御尤もと申上げんも畏れ多けれど、今よりは御果断の時節到来にて、今一年も今の形にて御觀望なされば、忠臣義士半ばは死亡、半ばは挫折し、幕府は益々兇威に募り、諸侯は益々幕威に懾れ、而して外夷の患益々深く、天下の事丸に時去り機失ひ、何如とも手は附き申さぬこと必然なり(同二五三〜二五四頁)すなわち松陰は違勅の幕府が暴威をふるい、有志大名以下が義拳の方途を見失つて遂には勤王の志うすくなりゆかざるを得ぬ原因は、ひとえに朝廷・天皇が今や「御果断」の時機であるにも拘らず徳川扶助・公武合体という「寛大の御処置」に停滞していることにあるとみた。この事態のままに推移せんか、国勢一新の期を失うのみならず、恋闕の志そのものもまた消えゆくであろうという大胆な意思のほどをのべたのである。

松陰は現天皇が諸状勢の動きを正しく理解され、大政委任してゐる幕府の非義を見逃すことなく敢然糾問して道義の筋を正し、尊王諸人士の衆望にこたえた真正の勅旨を凜然と布告することが内憂外

患渦巻く多難の天下を支えるに不可欠と考えた。言うならば松陰は現天皇（ザインの天皇）の上さまにあるべき理想の天皇（ゾルレの天皇）を重ね合わせ、現天皇が精忠の士の補佐を受けつつみずからも反省・修養を重ねられ、国史を通じ生きつづける理想の天皇像へ生長されてゆくことを希求していたと推察されるのである。それでは松陰にとつてはいかなる天皇像が理想とせられたのであろうか。

梅田雲浜逮捕にはじまった安政の大獄はしだいに規模をひろげ、弾圧つよまるなかにあつて水戸・越前・尾州ら有志大名ひとりとして蹴起する者のない状況を痛憤し、九月二十七日著した「時勢論」の一節で松陰はつぎのごとくいう。

されば天下頼むべき諸侯は至つて少なく、勤王の事は思ひも寄りぬ事なり。天朝格別の御英断なされずは、神州は必ず夷狄の有となるべく、皇太神の神勅も今日きりなり、三種の神器も今日きりなり、豈に痛哭に堪ふべけんや。（中略）然れば当今天下の諸侯を御待ちなされては、終に幕府の議に落ち伏せ、其の末は外夷の属国と相成り、皇国の滅亡実に踵を旋らさざることなり。真に此の趣御落著遊ばされたらば、天下万民の信服仕り義憤を激発するの御処置あらまほしきことなり。勿体なければども後醍醐天皇隠岐の出でましあればこそ、天下の義兵一同に起りたり。加之、是れより先き、後鳥羽・順徳・土御門の三天皇の御苦難もあらせられたり。されば建武の御中興、中々一朝一夕の事に非ず。（中略）確乎として桓武以来の帝都御持守遊ばされ、幕府より何程逆焰を震ひ悻慢の処置ありとも御頓著なく、後鳥羽・後醍醐両天皇を目的

として御覚悟定められれば、正成・義貞・高德・武重の如き者、果々継ぎ出でんは必然なり（同二五〇～二五三頁）
すなわち松陰は現下の困難な状況を打開するため、天皇は座して空しく時を待たれるべきでなく、「主上大いに天下に勅を降し、あらゆる忠臣義士御招集遊ばされ、又尾張・水戸・越前を始め、正義の人罪謫を蒙り、又は下賤に埋没する者尽く闕下に致し、外夷撻伐の正義御建て遊ばされ」（同二五二～二五三頁）、有志大名以下庶民に至る尊王の志厚い人士すべて信服し、義憤を発するとき凛乎たる姿勢をとり、断然たる勅旨を布告することが必須とされた。

しかして松陰はそのような理想の天皇像を、後醍醐・後鳥羽天皇ないし順徳・土御門天皇（上皇）がたのなかに見出したのである。これらの天皇がたは王政復古の理想のもと討幕の兵を挙げ、事やぶれて隠岐・佐渡・土佐の地に配流せられたすえ、それぞれ逆境のなかに崩御せられた。しかし困難に際会しても当初かかげた理想追求をやめることのなかったこれら天皇がたの毅然たる姿勢があつたればこそやがて天下に楠木・新田・名和の各氏おこつて天皇をたすけ、その理想を実現し得たと考えた。松陰にとつてまさにあるべき理想の天皇像とは、いかなる苦境をもちえりみずから理想を追求してやまぬ毅然たる天皇であつた。そのため天皇が中道にして非命に倒れても、かえつて威烈を当代ひいては後世に輝かしたというべく、結果的に義士を輩出せしめ、理想実現の所以とされたのである。

従つて松陰の願うところは現天皇が違勅を犯した幕府をそのまま容認するという因循の態度を一擲し、座して有志大名の蹴起をただ

願望するのでなく、国史のなかの後鳥羽上皇のごとく後醍醐天皇のごとき毅然たる天皇のあり方をみずからの上に重ねられること、そして天下万民が真に仰ぐに足る天皇たるべく反省・修養を積まれること、しかして道義にのっとり時勢を正しく把握した上での真正の勅旨を布告せられることであつたといふことができる。

四

以上のような松陰の天皇観は、皇統の正閏と神器の所在いかんを論じた「保建大記を読む一条」(講孟餘話)のなかにおいても明瞭にうかがうことができる。兄たる崇徳上皇が、弟後白河天皇に対し挙兵したのを名分に反するとした栗山潜鋒の説を、「此の論甚だ正し、甚だ明かなり」といふ松陰は、「天皇上皇の正偽は神器の有無までも待たずして明かなることなり。況や天皇は神器の在る所なるをや。(中略)神器の在る所は必ず正統にして、正統の在る所は必ず神器あるなり。神器と正統と、別に見るべからず」とのべて神器・正統一体論を展開した。前天皇といえどもすでに皇位を去り神器を手放された以上、崇徳上皇の私憤はすでに名分を失つたものであり、「尚ほ眷念の念あるは勿体なき御了簡違と云ふべし」であるが、問題は神器授受の仕方にあつた。それはあくまで合法的かつ平和裡に行わるべきであり、かりにも力によつて奪取されてはならなかつたのである。「或ひと曰く、然らば崇徳より後白河の璽を奪ひ取り、後鳥羽より安徳の璽を奪ひ、光厳より後醍醐の璽を奪ひたらば、神器へ附くべきか、正統へ附くべきか」との問いがなされれば、松陰は「是れ固より正統に附くなり」と断定する。なぜなら

「前に云ふ神器正統一体と云ふは、禪受の正しきを云ふなり。奪ひ取りたることに非ず。神器豈に奪ひて得べきものならんや。後白河・安徳・後醍醐、万に一人に奪ひ取らるる様の事ありては誠に大過なる故、死を以て取返して止むべきのみ」であつた。崇徳上皇にしても讓位時熟慮あり、「死を以て神器を守り給はば、天下誰れか敢へて是れを奪はんや。果して然らば鳥羽上皇ありと雖も、其の正固より崇徳にあるなり」とされ、名分は敵として保たれたはずとした。要するに神器を擁するのが正統の天皇である以上、神器の授受は合法かつ平和裡に行わるべきであり、もし力もて奪わんとする者あれば天皇といえども慢然手を東ね奪取せられてよいものでなく死を賭しても守るべきであつた。またもしいったん奪われることがあつても、死をおかして必ず取戻されねばならなかつたのである。かく守られてこそ神器は正統の天皇の象徴といふべく、そのような天皇のありかたこそ真正の天皇の姿であるとみる認識を松陰は持つていたと考えられる(以上、全集三、五一四―五一七頁)。

注意すべきは松陰がこの論の最後に

嗚呼、神器は正統の天子の禪受する所なれば、君臣上下死を以て固守すべきこと、其の義昭々なり。善く此の義を明かにして後、神器正統一致なること益々昭々なり。故に是れを即位の初めに正しうし、是れを在位の間を守り、是れを讓位の終りに慎む。是れ万世帝皇の大法なり(同、五一六―五一七頁)

のとべていることである。神器の授受にあたり臣下が正統の天皇をたすけ、死をもつて固守するのはけだし当然であるが、文脈はより以上に天皇のまさにあるべき姿としてこれを期待しているのが察

知されるのである。松陰にあっては天皇が皇祖神の嗣子であり、国体の具体的顕現としてそれ自体において尊厳なること論をまたぬにせよ、天皇はあるがままの自然的存在であつてはならず、道義にのっとり、「万世帝皇の大法」に従ひ、困難に際会しては臣下ともども死を賭して理想を守るといふ毅然たる存在であることがつよく求められていたといふべきである。そしてこの議論が違勅調印後の激動のなかの高揚した感情においてでなく、松陰が比較的安定した状況下、門人たちと真剣に講学・問答し、その思想を深めたといわれる安政三年の時期にのべられていたことを、改めて注目しておきたいのである。

しかして松陰のこの論旨は「講孟餘話」離婁篇にいう独特の君臣論につながつてゆくと考えられる。曰く

君君たり臣臣たり、父父たり子子たり、兄兄たり弟弟たり、夫夫たり婦婦たり、天下豈に平かならざることあらんや。然れども天下の平かならざるは、君君たらずして臣臣たらず、臣臣たらずして君君たらざるにあり。二つの者常に相待ちて後天下平かならず。父子兄弟夫婦、皆一理なり。若し君君たらずと云へども臣臣たれば天下尚ほ平かなり。臣臣たらずと云へども君君たれば天下尚ほ平かなり。此の処工夫の入る所なり。君は君の道を尽して臣を感格すべし。臣は臣の道を尽して君を感格すべし。父子兄弟夫婦も一理なり。此の義中々小ざかしき者の知る所に非ず（同一八二頁）

すなわち松陰は君臣ともに道義を踏み、相互に感格し合うことによつてこそ理想の君臣関係が保たれるという認識に至つた。しかし君

君たらずとも臣臣たるは通常の道徳律にあり異とするに足りぬが、松陰の君臣道徳論における肝要の眼目は「臣臣たらずと云へども君君」たることを君主に求めていることであつた。さればこそ「此の処工夫の入る所」とされたのである。松陰にとつて臣が臣道を守るべきはいうをまたないが、それ以上に天下に君たるべきは臣下万民の模範として道義を踏み、臣道をあやまるやも知れぬ万民を感化し得るような存在たるべきであり、そのような方をこそ現天皇に求めたのではないかと推考するのである。さればこそ松陰にとつては現天皇の只今の叡慮がそのまま汗の如き重みをもって承諾必謹を迫るものと考えられず、現天皇はつねに理想の天皇たるべく自省修養せられ、変転する状況下にあつて天下万民の仰いで倚頼するに足る真正の勅旨を布告せられることを期待するものであつた。

不幸にして天皇の自省修養十分ならず、真正の勅旨布告せられることなく救急不可能の状況がもたらされたとき、松陰は「最早勤王の手段尽き果てたる故、且々に主家へ微衷を致すの外致し方なく、亡国の苦惱適從する所を知らず、痛恨の極、爰に止まりたり」（時勢論、全集五、二五四頁）というように、もはや尊王の手だてが喪失したとみるのである。したがつて以後は各自の藩主に区々の忠節を尽すという徳川幕府治世下の旧時代へ逆戻りとなり、亡国の道を直進する以外になしと考へた。要するに松陰の天皇観最大の眼目は、国体の具体的顕現である現天皇をそれなるが故に絶対視するといふのでなく、国史の上に求められる理想の天皇を現天皇の規範として掲げ、現天皇が限りなく理想の天皇へ近接してゆくことを期待し念願するところにあつた。そのような天皇の叡慮・勅旨こそ臣下

万民の仰いで倚頼するに足り、それこそ汗の如き重みをもって必謹すべき至高絶対のものとなつたのである。この意味において松陰の天皇観は、具体的な意思を表示することなく大政統率者としての將軍の尊崇の対象たるべく、幕藩体制秩序を正す最大の名分として位置づけられた後期水戸学派の天皇観、勅旨の政治上の機能を最大限に求め、抗争の渦中にあつて反対派を圧伏しみずからの主張の正当性のよりどころならしめた橋本左内、勅旨の発布それ自体を否定せぬものの必ず幕府の政治執行の方式にのっとり、これを補翼するかたちでなされてこそ尊厳性をもち、つつしんで服膺せられるべしとした井伊大老らとは大きく性格を異にした特異なものであつたといわねばならない。そして「国体」の危機感につつまれた第二次大戦終結直前の時期、樞要な地位の人びとのなかにほとんどそのままのかたちで継承せられていた事実を想起すべきであろう。

むすびにかえて

以上のべきたつたごとく松陰の天皇観は、天皇への一途なる熱情を根底に、皇祖神の嗣子たる天皇の勅旨叡慮はまたなく尊く、違勅を犯した將軍はそれだけで討伐を免かれないものとされた。しかし勅旨は時として状況に合わず、道義にはずれたものとなる危険があり、従つて叡慮の内容いかんによって改変が要請されるべきであり、天下万民の仰いで帰向するに足るべきものとされた。しかして理想を掲げ事に当り、苦境をかえりみななかつた理想の天皇像を国史に求め、現天皇が反省修養を積んで理想の天皇像へ限りなく接近してゆくことをつよく希求するにあつた。従つて松陰においては「承

詔必謹」「綸言汗の如し」という静止的・受動的なうけとめ方はみられず、天皇も臣下も相互に切磋・感化し合うことによつて理想の君臣関係の確立につとめるべきであり、かくしてこそ外患内憂の危機は打開され、国体は守られるとしたのである。¹⁵⁾

周知のごとく松陰は下田踏海事件後禁獄せられ、萩に送られてのちも幽囚の生活がつづき、従つて中央政治のなまなましい場に臨む体験を持たぬまま終つた。従つて孝明天皇が外交問題に心を痛められている風聞に接し、「宸衷何程か苦悩に思召さるることによあらん。然れば、一日も早く是れを安んじ奉らでは、臣子の道、争でか尽せりと申すべきや」(時義略論、全集五、二〇一頁)というような言葉をした反面、違勅調印後なお幕府に対し寛大な態度をとりつつける天皇に対し不満ともとれる心境を垣間みせたのであつたが、それは必ずしも現天皇批判というほど現実感をもつて主張されたわけではなかつた。所詮松陰にとつて天皇は政治の次元でなく理念の世界で論ぜられたといふべきであり、倒幕運動が激化してのちの文久三年八月十八日政変を境に、真木和泉が遭遇した現天皇の只今の叡慮(王政復古否定・幕府信任)とまさにあるべき天皇の理想像(倒幕・王政復古希求)との乖離に深刻に苦悩するという体験¹⁶⁾を持たないままで終つた。しかし松陰のえがいた天皇観は当然真木和泉のそれへ連結・展開していったであらうと推察するに吝かではない。

しかして「非義勅命ハ勅命ニ有らず」「至当之筋を得天下万民御尤と奉存候てこそ勅命ト可申」(慶応元年九月二三日西郷隆盛宛書翰『大久保利通文書』一、三一―一頁)という信念のもと天皇像の定

立、明治国家制度の構築に心肝を傾けた大久保利通の問題意識へ、思想的系譜をひくものと考えられる。言いかえるなら松陰の理解した天皇論、あるべき天皇像は真木和泉を媒介として大久保に継承され、明治国家の核心をなす天皇像の確立に重大な思想的意義を与えたのではないかと思うのである。

註

- (1) 小論『幕末の天皇観』（『季刊日本思想史』13）。
- (2) 小著『改訂増補幕末政治思想史研究』第三章および終章、参照。
- (3) このことについては今更いうを要しないが、松陰の言辞の二・三を挙げるに止めたい。「幕府への御忠節は即ち天朝への御忠節にて二つ之れなく（中略）何分二百年來の大恩も之れある事、夫れは扱て置き、今幕府を擾乱するまでにて未だ其の人物出で申さず候」（安政二年四月二日、兄梅太郎宛書翰、『吉田松陰全集（普及版）』以下、全集と略称）八、四二二頁）。「吾れ生來未だ曾て幕府を輕蔑せざれども、而も独り其の甚しく朝廷を尊ぶを以て、太華の黜斥する所となる」（太華翁の講孟劄記評語の後に書す、同三、五四八頁）。「大義已に明かなるときは、征夷と雖も二百年恩義の在る所なれば、当に再四忠告して、勉めて勅に遵はんことを勉むべし。且つ天朝未だ必ずしも軽々しく征夷を討滅したまはず。征夷翻然として悔悟せば、決して前罪を追咎したまはざるなり（大義を議す、同一九四頁）。
- (4) しかしこれは太華のみの特異な解釈ではなく、橋本左内においても大名の朝廷手入れを「亮忠獻様」と指弾し、諸大名の統率者は將軍家・幕府である旨つよく主張されるところであった（小著『橋本左内』第六・九章）。
- (5) 四月二十三日就任した井伊大老は当初阿部正弘老中以来の對朝廷大名協調路線をとり、決して権力的でなかった。条約締結直後の六月二十二日にも在府諸大名に總登城を命じて事態を詳細に説明、意見上申を求めたほどである。しかし六月二十四日齊昭らの「不時登城」の危機を乗り越え、七月五日一橋派諸大名責罰に際ししたる抵抗のなかったことから自信を深め、八月戊午の密勅降下により危機感を深めたことから急速に権力化への傾向をつよめた（小著『改訂増補幕末政治思想史研究』第二章第二節）。
- (6) 安政五年五月上旬頃松陰の期待したのは水戸・越前福井・加賀・仙台・肥前の諸藩であり、「徳川の一門にも随分忠義の国之れあり」とみていた（愚論、全集五、一五四頁）。
- (7) 小著『改訂増補幕末政治思想史研究』終章第一節。かつて会沢に親炙した松陰が戊午密勅後の会沢をどうみたかについての史料はない。しかし九月九日松浦松洞宛書翰には「尾・水・越・橋（二橋）御咎めは全く好物の深識妙算より出で候事にて、四公果して賢ならば決して黙然引受くべき事に之れなく候。（中略）今の時に当り此の四公の外天下孰れかある。四公穩便穩便と仰せられ候はば、天下の名侯恐らくは一人も義氣を張るものはなし」（全集九、九六頁）とあり、これを批

判する立場にあったことが推察される。

(8)

「我が朝、後白河ほど君道を失ひ給ふ君は非ず。天下を治むるは忠孝辨論の道より重きはなし。而して帝、崇徳上皇を流獄し、義朝に命じて其の父を殺さしむ。孝道何くにか在るや。忠孝一理、不孝を教ふるは即ち不忠を教ふるなり。逆臣代るく起りて帝を拘幽陵辱す。豈に不忠を教へ給ふの効にあらずや。(中略)これを以て君道は天下を治むるを以て職とし、其の職を得ざればその位はかはらずといへども、其の職は他人の手に移ること、和漢共に其の理は同じきことなるを知るべし」(講孟劉記評語上、全集三、五三〇～五三一頁)とのべることく太華は兄を流し父を殺さしめた後白河天皇の失徳が武家政権成立の一因をなしたと考えた。これに対し松陰は「天子を横議し武臣に附塗す。老先生其れ喪心せしか。忠義の心を抱く者憤恨に堪へず」(講孟劉記評語の反評、同五五〇頁)と反駁したが、両者の違いを「普天率土、王臣王土」を認めるか否かに求め、「二家の是非、天地神明將に預りて鑑みんとす。何ぞ啖々争弁することを之れ為さんや」(同五五一～五五二頁)とのべて議論の餘地なしとしている。

(9)

五月二十八日の「統愚論」に「関東決議未だ之れなき内、朝廷より將軍又は三家の人々召し登せられ、「此の段朝廷幕府の事体、愚(天皇)未だ知らずと云へども、嚴重勅旨を以て仰せ出され候はば、何ぞ行はれざることあらんや」得と朝議仰せ聞けられ候事大急務と存じ奉り候。関東の決議坐ながら御待ち成され候ては、事甚だ遅延に相成り、且つ向に愚論

に相認め候様、幕府の誣妄甚だ以て慮るべき事に御座候事」

(10)

原文はつぎのごとくである。「天朝の御定論は、下田の条約は其の儘に成し置かれ、此の度コンシユルの申分は一々御拒絶在らせられ候思召の由、既に堀田へも此の趣仰せ聞けられ、綸言汗の如しの訳に候へば、今更下田の条約も破断とは仰せ出され候事尚は以て如何敷く抔申すもの之れあり候へども、是れは少量なる考に御座候」。

(11)

第二次大戦の終結近いころ陸軍部内において万一の場合を慮り、安全な場所への天皇動座の議がおこった。しかるに「陛下の御安泰を祈らぬわけはありませぬ。然し私は何よりも天皇の御徳に傷のつく事を恐れ」、皇子・皇女は安全な場所へ移られるべく、しかし「陛下には、何とぞ今のまま宮城におはしまして御統裁遊ばされたく」との議が提起された。というのは「過去の歴史を顧れば、苦難に遭遇し給うた天皇、数多くおはしまし、殊に絶海の孤島に沈淪し、寒山幽谷に埋没し給うたと申上げてよい痛ましい晩年を送らせ給うた方々、後鳥羽天皇、順徳天皇、後醍醐天皇、後村上天皇の如き、その御事蹟を仰ぎ見る時、私共は泣いても泣ききれないのであります。しかも、同時に、その御若難が、日本の道を明かにし給はむとの思召より発してゐる所に、私共は無限の感動を覚える」故であり、従つて「今若し宣戦の大詔を発せられたるまで、命を棄てて前線に向ふ軍隊と、苦難に喘ぐ国民を置去りにして、陛下を何処かへ御移し申上げて了つたと

あつては、君臣の間の道義は、一体どうなる（中略）と云ふのが、国体護持を本願とする私の願望でありました」とされたのである。これに対しときの陸軍大臣阿南惟幾「大將は、即座に快諾せられました」との事実が伝えられている（平泉澄『悲劇縦走』六一七～六一八頁）。時代と局面は異なるが松陰の天皇観をそのままに継承した見解というべきであろう。

- (12) 孟子の「民を貴しと為す。社稷之れに次ぎ、君を軽しと為す」条について「此の義、人君自ら戒むる所（中略）是れ等の処は篤と味ふべし」とのべてわが国体論におよび、「天下より視れば人君程尊き者はなし。人君より視れば人民程貴き者はなし。此の君民は開闢以来一日も相離れ得るものに非ず」という点に特質を見出した（全集三、四六二～四六三頁）。このことについて玖村敏雄氏は「孟子の民主主義的政治思想は我が国体と相容れないことは周知のごとくであるが、（中略）松陰はかくしてよく毒を変じて薬とし、わが国体の精華をそこに見出して行くのである」（『吉田松陰』一九〇頁）とした。

- (13) 後白河・後鳥羽両天皇が武家のため難に会ったことについて松陰は「徒らに清盛・頼朝・義時を怨怒し給ふの心のみにして、前章の所謂反求・在身の工夫なく、重く罪を巨室に得給ふこと実に勿体なきことなり。二帝苟も仁に反り智に反り敬に反り、身を修めて家を斉へ国を治め天下を平かにし給はば、沛然たる徳教四海に溢るるもの、巨室と云へども何を以て是れを禦がんや。（中略）而るを況や一天万乗の天子にし

て此の徳を明かにせば、其の效如何ぞや。吾れ二帝に於て万々遺憾あり」（講孟餘話、全集三、一七三～一七四頁）という大胆卒直の論をのべる。両天皇の危難は武家の非違というよりも万乗の天子たるもの反省・修養の徳を積まれなかつたことにもとずくとし、治国平天下のためつよくこれを期待したのである。

- (14) 小著『改訂増補幕末政治思想史研究』第二章第三節を参照せられたい。

- (15) 「講孟餘話」開巻第一場のむすびに「聞く、近世海外の諸蛮、各々其の賢智を推挙し、其の政治を革新し、駭々然として上国を凌侮するの勢あり。我れ何を以てか是れを制せん。他なし、前に論ずる所の我が国体の外国と異なる所以の大義を明かにし、闔国の人は闔国のために死し、闔藩の人は闔藩の為に死し、臣は君の為に死し、子は父の為に死するの志確乎たらば、何ぞ諸蛮を畏れんや」（全集三、二〇頁）とのべているのに象徴的である。松陰は国防を政策面からの術策の論理としてでなく、道義の視角から問題にしたのであった。

- (16) 小著『真木和泉』第十章を参照せられたい。（昭和五八・七・二六）

付記 本論は日本思想史学会昭和五十六年度大会（筑波大学）における同題の研究発表草稿を補訂したものである。